

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u></p> <p>ア <u>特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>イ <u>勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して墨田区規則で定める非常勤職員</u></p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（<u>前条第2号ア及びイのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間</u>）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 <u>非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>(部分休業における給与の減額)</p> <p>第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第14条 〔同左〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤</p>

務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号。以下「給与条例」という。）第15条第1項、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第18条第1項並びに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨田区条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項及び第23条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条、幼稚園教育職員給与条例第21条並びに会計年度任用職員給与条例第13条及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額（同条にあっては、報酬額）を減額して給与を支給する。

務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号。以下「給与条例」という。）第15条第1項及び幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第18条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条及び幼稚園教育職員給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。